

令和6年度 学生向け奨学金公募一覧(令和5年5月10日現在)

※新着順に掲載。

※支給開始月が令和6年度内の案件を記載。

※揭示及びTEAMS配信用

整理番号	学内募集期限	募集機関・制度名	種別	併給制限	対象学生	募集区分	申請手続き	金額	給付期間	学内推薦上限数
R6-5	<p>第1回 令和5年 6/1(木)～6/10(土)</p> <p>第2回 令和5年 7/10(月)～7/21(金)</p>	日本学生支援機構(JASSO) 給付奨学金(予約採用)	給付 + 授業料 減免	併用可	<p>○学年 本科3年生(令和5年度の学年)</p> <p><参考> 家計基準 非課税世帯及びそれに準じた世帯 学力基準 給付奨学金案内参照</p>	<p>予約採用</p> <p>※1 本件は、高等教育の修学支援新制度(国策)への申込であり、採用された場合には、令和5年度以降の給付奨学金に加え、授業料減免も受けられるものです。</p> <p>※2 募集時期は、本予約採用のほか、4年次進級後の「在学採用」もあります。この手続き詳細は、令和6年4月上旬に別途ご案内予定です。</p>	<p>1)学生係から下記書類を受領 1)冊子「給付奨学金案内」 ・確認書(様式) 2)スカラネット申込用「ID」・「パスワード」 3)マイナンバー提出書</p> <p>2)申込者自身でスカラネット(web)申請 【1回目〆切 6/1(木)～6/10(土)】 【2回目〆切 7/10(月)～7/21(金)】</p> <p>3)申込者自身が、マイナンバー関係書類を専用封筒によりJASSOへ直接郵送【スカラネット(web)申請後1週間以内】</p> <p>4)学生係へ下記書類を提出 【1回目〆切 6/1(木)～6/10(土)】 【2回目〆切 7/10(月)～7/21(金)】 ・確認書(様式) ・スカラネット入力後に発行された受付番号を記入したもの ・その他該当者のみ提出すべき書類</p> <p>※「給付奨学金の自宅外月額希望申請書」および「授業料減免に係る申請書」は、予約採用候補者として採用された方にのみ、後日、個別にご案内いたします。</p>	<p>世帯の所得金額による</p> <p>1)第Ⅰ区分 ○自宅通学17,500円 ○自宅外通学34,200円</p> <p>2)第Ⅱ区分 ○自宅通学11,700円 ○自宅外通学22,800円</p> <p>3)第Ⅲ区分 ○自宅通学5,900円 ○自宅外通学11,400円</p> <p>※詳細は冊子を参照</p>	在籍期間中	なし

2024年度に高等専門学校4年次に進級予定又は、大学・短期大学・専修学校（専門課程）に進学予定の奨学金を希望する高等専門学校3年生の皆さんへ

給付奨学金案内

（高等専門学校3年生向け）



- この冊子では、原則として返還が不要な奨学金の制度について、予約採用（進学前の申込み）を前提として説明しています。
- この冊子を読んで給付奨学金についてよく理解したうえで、申込みを行ってください。
また、父母等あなたの生計を維持している方にもこの冊子を読んでもらい、給付奨学金制度の内容及びあなたが奨学金を利用することについて理解してもらってください。

※この冊子では、高等専門学校 4 年次への進級及び大学・短期大学・専修学校（専門課程）への進学を「進学」と表記しています。

知っておいてほしいポイント

給付奨学金制度の趣旨

日本学生支援機構の給付奨学金は、国の高等教育の修学支援新制度のひとつとして、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金を支給するものです。

給付奨学生としての自覚

国費を財源としている給付奨学金の支給を受ける奨学生は、給付奨学生としての自覚を持って学業に精励しなければなりません。

進学後の学業成績などが基準を下回る場合、奨学金の支給を打ち切ることがあります。さらに、やむを得ない理由がなく学業成績が著しく不振の場合、学校から退学などの処分を受けた場合は、返還が必要になることがあります。

支給額の見直し

毎月の支給額は、本人及び生計維持者の前年の所得金額や資産等に基づき、毎年度10月に見直されます。

対象となる進学先

給付奨学金を利用できる進学先は、国又は地方公共団体から一定の要件を満たすことの確認を受けた学校です。

確認を受けていない学校へ進学した人は、本冊子で案内する給付奨学金の利用はできません。

進学前には振り込まれません！

奨学金は、進学後に振込みが始まります。

※授業料・入学金の減免

給付奨学金の支給対象の学生は、授業料・入学金の減免も同時に受けることができます。ただし、別途、進学先の学校での申込みが必要ですので、詳細については、進学先決定後に進学先の学校に問い合わせてください。

学校からの指示にしたがって申込みましょう

奨学金の申込みには、在学している学校の推薦が必要となるため、申込手続きはすべて学校を通じて行います。学校の指示にしたがって手続きを進めましょう。

マイナンバーは、直接日本学生支援機構に提出します

申込みに必要な書類のうち、マイナンバー関係書類については学校ではなく日本学生支援機構に直接提出します。間違えて学校へ提出しないよう注意しましょう。

【本冊子の用語】

あなた・・・奨学金を申し込む学生本人

JASSO・・・日本学生支援機構

大学等・・・高等専門学校、大学、短期大学、専修学校（専門課程）

※国等から一定の要件を満たすことの確認を受けた学校

※短期大学には文部科学省令に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす専攻科を含む。

スカラネット・・・インターネットで申込情報の入力・送信や選考結果の確認などを行う専用サイト

マイナンバー・・・マイナンバー法（番号利用法）に基づき国民に交付されている個人番号

受付番号・・・スカラネット入力後に発行される16桁の番号

社会的養護を必要とする人・・・満18歳となる日の前日時点で（奨学金申込時点で18歳になっていない人の場合は、奨学金申込時点で）次の施設等に入所して（養育されて）いた（いる）人

児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親

I 給付奨学金の制度…………… 3～10ページ



給付奨学金の対象となる学校や申込資格など、奨学金を申し込むにあたり奨学金の制度などを確認します。

II 申込内容の確認…………… 11～17ページ



申込みにおいて申請・申告する内容の説明を読みながら確認し、太枠内の設問について記入・選択します。

III 必要書類の準備…………… 18～23ページ



申込みに必要な書類を用意します。

IV スカラネットにて申込情報の入力…………… 24～29ページ



申込情報をインターネット（「スカラネット」）で入力します。
なお、スカラネット入力後一定期間内であれば、申込内容の訂正を行うことができます。

V 書類の提出…………… 30ページ



申込情報の入力が完了したら、必要書類を提出します。

- マイナンバー関係書類…………… JASSOに郵送
- マイナンバー関係書類以外の書類…………… 学校に提出

VI 申込後の審査状況・選考結果の確認…………… 31～32ページ



スカラネットにて審査状況や選考結果を確認することができます。
※確認するためにはスカラネット入力時に使用したID・パスワードが必要です。

VII 進学後の手続き…………… 33～35ページ



進学後に行う手続きについて確認します。

本冊子中の
記号について



：手続き上の注意点です



：記入しましょう



：書類作成・提出に関することです



：スカラネットに関することです

I 給付奨学金の制度

①対象機関（確認大学等）

給付奨学金の採用候補者となった人が進学して奨学金の支給を受けられるのは、下表で対象としている国内の学校種別・課程のうち、国・地方公共団体から一定の要件を満たすことの確認を受けた学校（確認大学等）です。ただし、正規の学籍で在籍する場合に限り（「科目等履修生」「聴講生」等は対象外です）。

また、専修学校の「一般課程」、「高等課程」及び「附帯教育」の学生は支援の対象とはなりません。



給付奨学金を利用する際は、進学予定の学校が対象となっているか確認しましょう。

◎国又は地方公共団体から確認を受けた学校の一覧
(文部科学省ホームページ)

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm



(表内の記号の意味) …… ○：支給対象、×：支給対象外、△：支給対象か否かは進学先ごとに異なる。

学校種別・課程		支給の可否
高等専門学校	4・5年生	○
	専攻科(※1)	△
大学	学部・学科	○
	通信教育課程・放送大学(※2)	○
	専攻科・別科	×
短期大学	学科	○
	通信教育課程(※2)	○
	専攻科(※1)	△
	別科	×
専修学校	専門課程(※3)	○
	通信教育課程(※2)	○

(※1) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた専攻科に限り（予約採用ではなく在学採用の対象）。

(※2) 通信教育課程及び放送大学は、スクーリング受講の有無に関らず、年に一度、年額が一括支給されます。

(※3) 専修学校高等課程、一般課程、附帯教育は対象外です。



海外の大学等へ進学する場合は対象外です。

I 給付奨学金の制度 ② 申込資格

2024年度に高等専門学校4年次に進級又は大学等へ進学する希望を持っていて、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する人が申し込みます。

- (1) 申込時点で高等専門学校3年生の人
- (2) 高等専門学校3年次を修了後2年以内の人(既に4年次に進級した人は含みません)

(注1) 過去に大学等へ進学し給付奨学金の支給を受けたことがある人は、再度申し込むことができません。

(注2) 外国籍の人は、在留資格により申込資格に制限があります(下記参照)。

外国籍の人の申込資格

外国籍の人は、次の(1)～(3)のいずれかに該当する人のみ申込みができます。

- (1) 「法定特別永住者」(※1)
- (2) 在留資格(※2)が、「永住者」、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」である人
- (3) 在留資格が「定住者」であって、将来永住する意思がある人

該当する場合、在留資格及び在留期間の記載がある「住民票の写し」又は「在留カード(もしくは特別永住者証明書)のコピー」の提出が必要です(※3)。

(※1) 法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(平成3年法律第71号)に定める法定特別永住者を指します。

(※2) 在留資格は「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号)の定めによります。

(※3) 在留資格が「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」の人であり、申込時点で在留期間が経過している場合、在留資格の更新申請中であることを示す書類を併せて提出する必要があります。



- ① 上記以外の在留資格の場合(「家族滞在」や「留学」等)は申込資格がないため採用されません。
- ② 申込資格のない在留資格の人が「永住者」「定住者」への在留資格変更許可申請中の場合も、給付を受けることができません。
- ③ 進学後に申込資格がないことが判明した場合は、奨学金の採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。

I 給付奨学金の制度 ③ 選考基準(学力基準・家計基準)

給付奨学金の申込みには学力基準と家計基準のすべてを満たしている必要があります。

1. 学力基準

申込時点で次の(1)又は(2)のいずれかに該当する必要があります(該当しない人は採用されません)。

- (1) 高等専門学校における全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること(※1)
- (2) 将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、進学しようとする大学等における学修意欲を有すること(※2)

(※1) 評定平均による5段階評価をしていない学校にあっては、これに準ずる学習成績とします。

(※2) 学修意欲の確認は、高等専門学校において、面談の実施又はレポートの提出等により行います。



- ① 採用された場合も、進学後の学業成績などによっては、支給が打ち切りになることがあります(34ページ)。
- ② 学力基準を満たしているかの確認は、在籍(修了)されている学校で行います。

I 給付奨学金の制度 ③選考基準（学力基準・家計基準）（続き）

2. 家計基準

あなたと生計維持者（6ページ）について、次の「(1) 収入基準」及び「(2) 資産基準」のすべてに該当する必要があります（該当しない人は採用されません）。

(1) 収入基準

支援区分	収入基準（※1）
第Ⅰ区分	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること（※2） 具体的には、あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※3）の合計が100円未満であること
第Ⅱ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※3）の合計が 100円以上 25,600円未満であること
第Ⅲ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※3）の合計が25,600円以上51,300円未満であること

（※1）収入については、2022年（1月～12月）の収入に基づく2023年度住民税情報により算出された支給額算定基準額が上表に該当するか審査を行います。申込後に減収（失業等）があっても状況を鑑みることとはできません。^{★1}

（※2）ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除等の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

（※3）支給額算定基準額^{★2} = 課税標準額 × 6% - (市町村民税調整控除額 + 市町村民税調整額)^{★3} (100円未満切り捨て)

★1 申込時の収入等から収入状況に変更が生じていても（2023年分の収入状況は）、審査には考慮しません。

★2 市町村民税所得割が非課税の人は、（※2）の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。

★3 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額 + 市町村民税調整額）に3/4を乗じた額となります。

収入基準に該当するか調べるには

【進学資金シミュレーターで試算する】

JASSOのホームページに掲載している「進学資金シミュレーター」で、収入基準に該当するかおおよその目安として確認できます。



【所得（課税）証明書で調べる】

市区町村役場で取得できる課税証明書（自治体によっては所得証明書）を用いて、より具体的に支給額算定基準額を試算することができます。詳細は、JASSOのホームページをご確認ください。

(2) 資産基準

スカラネット入力時点のあなたと生計維持者の資産額の合計が下表の基準額未満であること（基準額以上の場合は、支給対象となりません）。

生計維持者の人数	基準額
2人の場合	2,000万円未満
1人の場合	1,250万円未満

申告の対象となる資産の範囲は次のとおりです（土地・建物等の不動産は含みません）。

また、住宅ローン等の負債と相殺することはできません。

・現金やこれに準ずるもの（投資信託、投資用資産として保有する金・銀等）

※退職金は含まれます。

・預貯金（普通預金、定期預金）、有価証券（株式、国債、社債、地方債等）

※有価証券や投資信託は時価で換算してください。

・満期や解約により現金化した保険

※満期・解約前の掛け金は含みません。また貯蓄型生命保険や学資保険は含みません。

I 給付奨学金の制度

③選考基準（学力基準・家計基準）（続き）

生計維持者

生計維持者とは、原則あなたの父母（父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる人（たとえば祖父母等））となります。家計基準については、あなたと生計維持者の収入をもとに判定します。以下の表を参考に生計維持者となる人を確認してください。

より詳しい情報についてはJASSOホームページに掲載の「生計維持者について」

「生計維持者に係るQ&A」も併せて確認してください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/seikei_izisha.html



I 父母ともにいる場合		生計維持者
1	父母と同居・別居（一人暮らし）	父母（2名） ※専業主婦（主夫）、無職無収入の場合でも生計維持者となります。
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	
II 父母が離婚調停中		生計維持者
1	父母が離婚調停中	父母（2名） ※離婚調停中でも原則は父母となります。
2	父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、あなたへの支援が一切ない）	あなたの生活を支援する父又は母（1名）
III 父母が離婚		生計維持者
1	父母は離婚しており、父又は母（いずれか一方）と同居している	原則父母（2名） ※あなたと別居している父又は母から一切の支援を得られないなど別生計となっている場合は、 <u>日常的に学費・生活費を負担している父又は母（1名）</u> を生計維持者とすることができます。
2	父母が離婚後、再婚している	父又は母と再婚相手（2名） ※再婚には事実婚も含まれます。
IV 父母どちらか又は両方と死別、又は意識不明		生計維持者
1	父又は母と死別（再婚していない）	左に該当しない父又は母（1名）
2	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援をしている親族（1名） ※支援をしている人が複数人であっても、主たる人1名となります。
3	父又は母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母（1名） ※意思疎通できない父又は母は生計維持者に含まれません。
V あなたが生計維持者となる場合（独立生計）		生計維持者
1	社会的養護を必要とし、満18歳となる日の前日時点で児童養護施設等に入所していた（又は里親に養育されていた）	あなた（1名）

（注1）生計維持者が1人（独立生計者を含む）である場合や父母以外の方である場合、その事実関係が確認できる証明書の提出を求める場合があります。

（注2）父母が専業主婦（主夫）、無職無収入であっても生計維持者としての申告が必要です。

I 給付奨学金の制度

③選考基準（学力基準・家計基準）（続き）

⚠️ マイナンバーを提出できない場合

収入基準の審査には、あなたと生計維持者（6 ページ）のマイナンバーを使用するため、JASSO へマイナンバーを提出する必要があります。

（注）個別の事情によりマイナンバーを提出できない方は、代わりとなる書類の提出が必要になります。詳細については、20ページをご確認ください。

【海外居住の方】

2023年1月1日時点で国内に居住していなかった（国内に住民登録がなかった）人は、マイナンバーで必要な情報を取得できないため、マイナンバー提出書とは別に、代わりとなる書類（20ページ）の提出が必要です。

マイナンバーの提出がない場合、進学後に給付奨学金を受け続けるためには、同様の代わりとなる書類を進学後も毎年提出する必要があります（20～23ページ）。

【参考】収入・所得の上限額の目安



表中の数字はあくまで目安です。収入基準は収入・所得に基づく住民税情報等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無、各種保険料の支払い状況等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても対象とならない場合があります。

（例）会社員

（例）自営業者

（単位：万円）

世帯 人数	想定する世帯構成	（★）が給与所得者の世帯 （年間の総収入金額）			（★）が給与所得者以外の世帯 （年間の所得金額）		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
(a) 2人	本人、母（ひとり親）（★）	207	298	373	135	192	245
(b) 3人	本人、母（ひとり親）（★）、 中学生	221	298	373	147	196	250
(c) 4人	本人、親①（★）、親②（無 収入）、中学生	271	303	378	182	212	287
(d) 4人	本人、親①（★）、親②（給 与所得者）、中学生	親①：221 親②：115	親①：242 親②：155	親①：320 親②：155	親①：147 親②：115	親①：148 親②：155	親①：201 親②：155
(e) 5人	本人、親①（★）、親②（パ ート）、大学生、中学生	親①：321 親②：100	親①：395 親②：100	親①：461 親②：100	親①：217 親②：100	親①：277 親②：100	親①：353 親②：100

給与を受けている場合は、年間の総収入金額（源泉徴収票における「支払金額」）、商店・農業自営業を営んでいる場合は、年間の所得金額（確定申告書における「所得金額」）の目安となっています。

※支払金額…各種保険料等を差し引く前の総収入金額

※所得金額…売り上げから経費を差し引いた金額

進学前離職の特例措置について

給付奨学金を希望する人のうち、進学する本人が家計を支えており、進学のために進学前1年以内に離職することにより世帯年収の減収が見込まれる場合は、進学する本人の所得を審査時に算入しない特例措置が適用されます。

詳細はJASSOホームページをご覧ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/sinngakumaerisyoku.html>



I 給付奨学金の制度

④奨学金の支給金額

1. 一般の課程（通信教育以外の課程）

大学等で給付奨学生として採用され、支給が認められた年月から正規の卒業時期まで、世帯の所得金額に基づく区分（第Ⅰ～Ⅲ区分：5ページ）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる下表の金額（月額）が、振り込まれます。

区分		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
高等専門学校	第Ⅰ区分	17,500円 (25,800円)	34,200円	26,700円 (35,000円)	43,300円
	第Ⅱ区分	11,700円 (17,200円)	22,800円	17,800円 (23,400円)	28,900円
	第Ⅲ区分	5,900円 (8,600円)	11,400円	8,900円 (11,700円)	14,500円
大学・短期大学・専修学校（専門課程）	第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円
	第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円
	第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円



（注1）生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し「自宅通学」扱いの人は、上表のカッコ内の金額となります。なお、社会的養護を必要とする人を含む独立生計者が、居住にかかる費用（家賃）を支払いながら通学している場合は、学校までの通学距離・時間にかかわらず「自宅外通学」の申請ができます。

（注2）独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。



自宅通学・自宅外通学とは

- ・「自宅通学」とは、あなたが生計維持者（父母等）と同居している（又はこれに準ずる）状態のことをいいます（生計維持者が単身赴任等により、一時的に別居している場合も自宅通学扱いになります）。
- ・「自宅外通学」とは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。また、「自宅外通学」の月額で支給を受けるためには、以下ア～オのいずれかに該当している必要があり、満たしていないことが判明した場合、自宅外月額が振り込まれていた場合でも自宅月額に変更されます。（※1）
なお、社会的養護を必要とする人を含む独立生計者は、以下のア～オの要件にかかわらず自宅外月額を申請することができます。
- ・進学届で「自宅外通学」を選択する場合でも、当初は「自宅通学」の支給月額が振り込まれます（※2）。自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」であることの証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）を期限までに提出し、不備なく審査終了した後になります。なお、審査終了後の奨学金振込日において「自宅外通学」が認められた月からの差額がまとめて振込まれます。

ア. 実家（生計維持者いずれの住所）から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上（目安）

イ. 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上（目安）

ウ. 実家から大学等までの通学費が月1万円以上（目安）

エ. 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下（目安）

オ. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

- ◆ 「自宅外通学」の条件や証明書類については、JASSO ホームページでも併せて確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/zitakugai.htm>



- ※1 自宅通学であるにもかかわらず自宅外通学の月額を支給を受けていた場合、自宅通学となった時点にさかのぼって月額を減額するための差額調整を行います。調整により数か月間奨学金の振込みがなくなる場合があるほか、調整ができない場合は返金していただく場合もあります。また、自宅外通学であることを偽ったときは、不正に得た金額の最大1.4倍を返金いただく場合があります。
- ※2 進学先が定める期限までに「自宅外通学」であることの証明書類等を提出し、かつ、進学届で「自宅外通学」を選択した人は、所定の期限までにJASSOでの書類審査が不備なく終了した場合、当初から自宅外月額が振り込まれる場合があります。

2. 通信教育課程

正規の卒業年度まで、本人と生計維持者の所得金額に基づく区分（第Ⅰ～Ⅲ区分：5ページ）に応じて、授業形態（印刷教材、スクーリング、放送大学、メディア）、学校の設置者（国公立・私立）、通学形態（自宅通学・自宅外通学）にかかわらず、右表の金額（年額）が原則として年1回振り込まれます。

区分	（国公立・私立／自宅・自宅外共通）
第Ⅰ区分	51,000円
第Ⅱ区分	34,000円
第Ⅲ区分	17,000円

3. 給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額

給付奨学金又は高等教育の修学支援新制度による授業料減免（36ページ）を受ける人が併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、**第一種奨学金の貸与月額が下表のとおり調整されます（これを併給調整といいます）**。

第一種奨学金の月額は、奨学金申込時にあなたが選択することができますが、給付奨学金の支給を受けている期間中は下表のとおり、あなたが選択した月額から調整（減額または増額）されることとなりますので注意してください。また、給付奨学金が「自宅通学」の月額の場合、第一種奨学金も「自宅通学」の月額になります。

なお、給付奨学金と第一種奨学金を希望して同月に新規採用となる場合や、併給調整後の振込額で精算処理（相殺）ができる場合は、JASSOにて併給調整を行います。精算処理ができない場合（調整後月額が0円の場合等）は返金手続きを行っていただく場合があります。

学校種別・ 給付奨学金の区分		第一種奨学金の貸与月額（調整後）			
		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
高等 専門学校 （昼間部）	第Ⅰ区分	7,900円 （5,600円）	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	20,200円 （20,700円）	15,100円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,000円、32,500円 （20,000円、35,800円）	20,000円、 33,000円	24,600円 （28,800円）	26,000円
大学 （昼間部）	第Ⅰ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,300円 （25,000円）	13,800円	21,700円 （20,000円、30,300円）	19,200円
短期大学 （昼間部）	第Ⅰ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	3,800円 （7,100円）	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	24,300円 （29,000円）	17,800円	22,900円 （28,500円）	17,400円
専修学校 （専門課程） （昼間部）	第Ⅰ区分	1,900円 （3,800円）	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	16,200円 （19,500円）	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,000円、30,500円 （20,000円、35,200円）	24,000円	23,800円 （29,400円）	18,300円

（注1）生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し「自宅通学」扱いの人は、上表のカッコ内の金額となります。なお、社会的養護を必要とする人を含む独立生計者が、居住にかかると費用（家賃）を支払いながら進学している場合は、学校までの通学距離・時間等にかかわらず「自宅外通学」の申請ができます。

（注2）30,000円を超える月額設定のある区分においては、当該月額と20,000円とのいずれかを選択できます。

（注3）通信教育課程、夜間部（昼夜課程を除く）に入学予定の人への貸与月額は、上表の金額とは別に定められた金額となります。詳細はJASSOのホームページに掲載している第一種奨学金の貸与月額表をご覧ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kingaku/2019ikou.html

（注4）進学後、給付奨学金の手続きで「自宅外通学」を選択する場合、第一種奨学金も当初は自宅月額の振込みとなる場合があります。そのため給付奨学金における「自宅外通学」の書類審査完了までに振り込まれた第一種奨学金の自宅月額は、「自宅外通学」へ変更となった月以降に返金が必要となる場合があります。



国費による給付金との併給制限

「一般の課程」、「通信教育課程」のいずれにおいても、**あなたが国費による給付金（※）を受けている間は、給付奨学金の支給が止まります。**

※教育訓練支援給付金、訓練延長給付、技能習得手当及び寄宿手当、職業訓練受講給付金、高等職業訓練促進給付金、職業転換給付金を指します。詳しくは、文部科学省ホームページ掲載資料

（「他法令に基づく同様の支援を受ける場合の給付型奨学金の併給調整について」）を参照してください。

※生計維持者が上記の給付金を受けている場合は、該当しません。



I 給付奨学金の制度

⑤奨学金の支給方法

給付奨学生となるあなた本人名義の口座に原則毎月振り込みます。進学までに利用できる振込先の口座を開設しておいてください。

【取扱金融機関】

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く）	農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専業銀行（楽天銀行、住信SBIネット銀行、ソニー銀行、PayPay銀行、じぶん銀行等）、その他一部の銀行（SBI新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行・イオン銀行等）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、NISA口座、休眠口座

【奨学金振込日】

初回振込日は大学等への進学後で、具体的には「進学届」（34ページ）の提出時期により異なります。

- ・ 進学前に奨学金が振り込まれることはありません。 進学前に必要な資金は別途用意する必要があります。
- ・ 下表の振込日が土日祝日又は金融機関の休業日のときは前営業日となります。
- ・ 初回振込日が5月以降となる場合、4月分からその月までの分の奨学金がまとめて振り込まれます。
- ・ 進学届の提出時期については進学先までご確認ください。

支給月	振込日	支給月	振込日	支給月	振込日
4月分	4月21日	5月分	5月16日	左記以外の月	毎月11日

⚠ 奨学金振込口座について

奨学金振込口座の名義人氏名と本人のカナ氏名が同一であることが必要です。

II 申込内容の確認

①準備

申込みにあいて申請・申告する内容の説明を読みながら確認し、太枠内の設問に記入・選択してください。

1. 期限・提出先の確認

予約採用の申込みは、「スカラネット（インターネット）での入力」と「必要書類の提出」により行います。それぞれ、**学校が定めた期限（締切）**までに行わなければなりません。

必ず事前にそれぞれの期限について学校に確認し、忘れないよう記入しましょう。

また、**学校に提出する書類の提出先**も併せて確認し、記入しておきましょう。



● スカラネット入力期限		月	日
● JASSOへ郵送する書類 (マイナンバー提出書)	提出期限	受付番号発行後1週間以内	
● 学校へ提出する書類 (マイナンバー <u>以外</u> の書類)	提出期限	月	日
	提出先	-----	

2. ID・パスワードの確認

スカラネットにログインするには、**2組のIDとパスワード**が必要です。

- 「ユーザID」・「パスワード」
・・・**学校から配付**されます。(学校ごとに異なります)
- 「申込ID」・「パスワード」
・・・**「マイナンバー提出書」に記載**されています(提出書ごとに異なります)。



学校から配付される	ユーザID								
識別番号	パスワード								
「マイナンバー提出書」に 記載	申込ID	Y	D	2	3				
	初期パスワード								
あなたが設定	変更後パスワード								



スカラネットでの申込後、申込内容や選考結果を確認するためには、**申込IDと変更後パスワード**が必要です。

必ず控えておいてください(「マイナンバー提出書」はJASSOに提出してしまいます)。

3. 受付番号の確認

スカラネットで申込入力が完了すると、**16桁の受付番号が発行**されます。奨学金の申込みにおいてあなたを特定する重要な番号になりますので、忘れないようメモしておきましょう。

スカラネット入力完了日	月	日	
受付番号	—	101	—

II 申込内容の確認

②あなた自身の情報（続き）

●あなたの性別・連絡先を記入 

性別 (任意)	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 無回答					
現住所	〒			-		都道府県
電話番号	自宅 (固定)		-		携帯	



①現住所は、奨学金申込時点で住んでいる住所を記入してください（住民票と一致していなくても構いません）。

②提出いただいたマイナンバー（JASSOに直接郵送）に不備があった場合は、スカラネットに登録された連絡先に連絡します（現住所宛に簡易書留による郵送、又は電話番号宛に電話します）。間違いのないように記入しましょう。

●あなたの在籍（卒業）校を記入 

学校名			
学科	（下の表の中から当てはまるものを記入）		
クラス	年	組	出席番号
入学年月	（西暦）		年 月



学科について、どの選択肢を記入すればよいか分からない場合は、**学校に確認**してください。

●学科の選択肢

学科	<ul style="list-style-type: none"> ・機械 ・航空 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気電子 ・工業デザイン 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信 ・環境システム 建築 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物化学 ・環境デザイン 制御 	<ul style="list-style-type: none"> ・土木建築 ・商船学
----	--	--	---	---	---

●JASSOの奨学金の利用経験 

日本学生支援機構奨学金の利用経験	<input type="checkbox"/> はい（ある）	<input type="checkbox"/> いいえ（ない）
奨学生番号（プルダウン部分）	00・01・02・04・07・08・09・㊦・㊧・㊨	



都道府県等、JASSO以外の団体が実施している奨学金は除きます。

●希望する奨学金の種類  

給付奨学金の申込み	<input type="checkbox"/> 希望します	<input type="checkbox"/> 希望しません
-----------	--------------------------------	---------------------------------

👉「給付奨学金確認書」【様式①】の提出が必要です。

II 申込内容の確認

③世帯の状況

ここからは、あなたとあなたの家族の状況を確認していきます。

まず、あなたが「社会的養護を必要とする人」(1ページ)に当てはまるかどうかを確認します。該当する人は、1人家族(あなた自身が生計維持者)として扱うとともに、証明書類の提出が必要です。

●社会的養護を必要とする人の確認、書類提出  

社会的養護	満18歳となる日の前日時点で(18歳となっていない人は申込時点で)次の施設に入所していた(いる)	
	<input type="checkbox"/> はい(「社会的養護を必要とする人」である) ● <input type="checkbox"/> いいえ(「社会的養護を必要とする人」ではない)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 「はい」を選んだ人は、以下の「入所施設等」と「入所年月」も選択します。 </div>
入所施設等	<input type="checkbox"/> 児童養護施設入所者等 <input type="checkbox"/> 児童心理治療施設入所者等 <input type="checkbox"/> 里親に養育されている(いた)	<input type="checkbox"/> 児童自立支援施設入所者等 <input type="checkbox"/> 自立援助ホーム入所者等 <input type="checkbox"/> ファミリーホームで養育されている(いた)
入所年月	(施設に入所した(里親に育てられた)のはいつからか→) (西暦) 年 月	



社会的養護を必要とする人に該当する場合は証明書類が必要です

あなたが「社会的養護を必要とする人」に該当する場合には、在籍する児童養護施設等が発行する「在籍証明書」や児童相談所等が発行する「児童(里親)委託証明書」等を提出し、あなたが満18歳となる日の前日時点で(奨学金申込時点にて18歳未満の場合には奨学金申込時点において)施設等に在籍または里親に養育されていることを審査にて確認します。

奨学金申込時点のあなたの年齢によって証明する在籍日等が異なりますので注意してください。

奨学金申込時のあなたの年齢	必要な書類
18歳未満	<u>奨学金申込時点で</u> 児童養護施設等に在籍または里親に養育されていることを確認できる書類
18歳以上	<u>満18歳となる前日時点で</u> 児童養護施設等に在籍または里親に養育されていることを確認できる書類

II 申込内容

③世帯の状況（続き）

● 家族分類チェック表の選択・記入

【家族分類チェック表】にあなたの家族（同一生計の人）を記入してください。

記入欄の説明は次のとおりです。

「①続柄」欄	<p>・ 家族の続柄を記入します。続柄は以下から選択して記入してください。 （注1）「本人」、「父」、「母」についてはあらかじめ印字しています。</p> <table border="1"> <tr> <td>選択肢</td> <td>「父」、「母」、「祖父母」、「おじおば」、 「兄弟」、「弟妹」、「その他」</td> </tr> </table>	選択肢	「父」、「母」、「祖父母」、「おじおば」、 「兄弟」、「弟妹」、「その他」
選択肢	「父」、「母」、「祖父母」、「おじおば」、 「兄弟」、「弟妹」、「その他」		
「②漢字氏名」欄	<p>・ 「父」「母」欄に、それぞれ父母の氏名を記入します。 （注2）親権のある父・母は別居していても原則同一生計と見なします（記入が必要）。 （注3）父（母）の再婚相手と同居している場合、原則同一生計と見なします（記入が必要）。 （注4）行方不明、意識不明等の特殊な事情がある場合は同一生計から除外できる場合があります。</p> <p>・ 父母以外の家族の氏名を記入します。 （注5）同一生計ではない親族（独立して生活している人（兄弟など））は記入不要です。</p>		
「③年齢」欄	<p>・ 奨学金申込時点の年齢を記入します。</p>		



続柄が「父」「母」以外のあなたと同一生計の家族については、あなた以外に最大 13 人までスカラネットに入力できます。スカラネットに入力しきれない場合には、入力できる範囲まで入力いただければ構いません。

【家族分類チェック表】あなたと同一生計の家族を記入します。 

	①続柄	②漢字氏名		③年齢		②漢字氏名		③年齢	
		姓 (5文字まで)	名 (5文字まで)			姓 (5文字まで)	名 (5文字まで)		
1	本人			9					
②	父			10					
③	母			11					
4				12					
5				13					
6				14					
7				15					
8				16					
↑ 生計維持者となる人の番号に○をつける					↑ 生計維持者となる人の番号に○をつける				

※原則父母2名が生計維持者となるため、あらかじめ○を印字しています。

（注）父母2名ともいない場合は、あなたの生計を維持している主たる人（1名）が生計維持者となります。（6ページ）

（注）社会的養護を必要とする人に該当する場合は、あなた自身が生計維持者となります。

II 申込内容の確認

④ 生計維持者の情報

● 生計維持者の情報を選択・記入 

15ページの【家族分類チェック表】で確認した「生計維持者」について記入しましょう。入力内容に誤りがあると結果の通知が大幅に遅れる場合があります。正確に記入・入力しましょう。

生計維持者人数 (15ページの【家族分類チェック表】で確認した人数を選択)	<input type="checkbox"/> 1名		<input type="checkbox"/> 2名	
	生計維持者①		生計維持者②	
続柄 (注1)	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 父	
漢字氏名	姓 (5文字まで)	名 (5文字まで)	姓 (5文字まで)	名 (5文字まで)
カナ氏名	姓 (15文字まで)	名 (15文字まで)	姓 (15文字まで)	名 (15文字まで)
生年月日	(西暦)	年 月 日	(西暦)	年 月 日
2023年1月1日時点の生活保護の受給(注2)	<input type="checkbox"/> はい (受給していた) <input type="checkbox"/> いいえ (受給していなかった)		<input type="checkbox"/> はい (受給していた) <input type="checkbox"/> いいえ (受給していなかった)	



(注1) 続柄は、父・母の2名の組合せ、父又は母を1名、父母以外の人を1名のいずれかの選択になります。
義父(母)又は養母(父)となる場合は、「父(母)」を選択してください。

(注2) 2023年1月1日時点で生活保護を受給している場合、世帯主でなくても生活保護世帯に属していた人は「はい(受給していた)」を選んでください。

● 資産 

あなた(申込者)と生計維持者の資産を記入しましょう(1万円未満は切り捨て)。

あなた	生計維持者①	生計維持者②	合計
万円	万円	万円	万円



資産の範囲については、5ページを参照ください。

● 生計維持者が1人となる理由（生計維持者が父・母2名でない人のみ選択）



生計維持者が1人であると申告した人は、その理由についても申告が必要です。

※社会的養護を必要とする人（14ページ）については選択不要です。

※JASSOでの審査に疑義が生じた場合、理由を証明する書類の提出を後日求める場合があります。

申告した生計維持者	生計維持者が1人である理由
父1名または母1名	<input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、父又は母と死別していた。 <input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、父母の離婚等（※）により、父母いずれかとわたし（本人）は別生計だった。（※離婚調停中、DVによる別居中、未婚の場合なども含みます。） <input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない状況だった。 <input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、わたし（本人）が生計維持者としていない父母いずれかからのDV・虐待を受け、生計維持者のもとに避難している。
父・母以外の親族等	<input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、両親（父母）と死別していた。 <input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、両親（父母）が生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない状況だった。 <input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、わたし（本人）は結婚しており、両親ではなく、生計維持者欄に記載した配偶者に扶養されていた（納税手続きにおいて、わたしの夫（妻）の扶養に入っていた）。 <input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、わたし（本人）が父母（父母のうち一方と離別・死別している場合には、もう一方）からDV・虐待を受け、生計維持者のもとに避難している。
あなた自身 （独立生計者）	<input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、両親（父母）と死別又は両親（父母）が生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない状況であり、祖父母や叔父・叔母等の親族から経済的支援を受けていない状況だった。 <input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、父母・祖父母ともに死別又は両親（父母）が生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない状況であり、兄弟姉妹は就学中もしくは病気などの理由で働くことができない状況だった。 <input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、わたし（本人）は結婚しており、配偶者等を扶養していた。 <input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、わたし（本人）が父母（父母のうち一方と離別・死別している場合には、もう一方）からDV・虐待を受けて避難していて、祖父母や叔父・叔母等の親族から経済的支援を受けていない。



・父母が健在で専業主婦（夫）の場合は、**父母2名を生計維持者として申告が必要です。**

・後日申告漏れが発覚し生計維持者を追加することになる場合は、**結果の通知が大幅に遅れる場合があります。**

II 申込内容の確認

⑤奨学金振込口座情報

● 公金受取口座の利用

預貯金口座の情報をマイナンバーとともに事前に国（デジタル庁）に登録している人は、公金受取口座を奨学金の振込先に指定することができます。

公金受取口座の利用	<input type="checkbox"/> 希望します	<input type="checkbox"/> 希望しません
-----------	--------------------------------	---------------------------------



「希望します」を選択した場合、原則としてあなたが事前に登録した公金受取口座が奨学金の振込先になります。公金受取口座を利用できない場合は、「進学届」の提出時に口座情報を入力する必要があります。

公金受取口座の詳細については、以下のデジタル庁ホームページ「公金受取口座登録制度について」をご確認ください。

「公金受取口座登録制度について（デジタル庁ホームページ）」

https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/



III 必要書類の準備

①必要書類一覧

申込内容の確認が終わったら必要書類の準備をします。申込みに必要な書類は全員提出が必要な書類、該当者のみ提出が必要な書類があります。

必要となる書類の提出が不足している場合、結果の通知が大幅に遅れる場合があります。

提出	記号	提出する書類		提出する人	コピーの提出	発行元	参照ページなど
JASSOへ提出	A	「マイナンバー提出書」		全員	不可	申込者及び生計維持者が作成	「マイナンバー提出書」のセット（水色の封筒）に入っている【重要】マイナンバー（個人番号）の提出方法をよく読み、必要な書類を準備してください。
	B	番号確認書類			可	市区町村	
	C	身元確認書類			可	官公署・学校等	
学校へ提出	D	「給付奨学金確認書」【様式①】		全員	不可 (注)	申込者が作成	19ページ
	E	いずれか1点	特別永住者証明書	該当者 (外国籍の人)	可	出入国在留管理局	12ページ
			在留カード		可		
			住民票の写し		不可		
	F	いずれか1点	在籍証明書	該当者 (社会的養護が必要な人)	可	在籍施設 児童相談所	1・14ページ
			児童（里親）委託証明書				
	G	「マイナンバー代用書類提出台紙」【様式②】		該当者 (マイナンバーを提出できない人)	可	申込者または生計維持者が作成	20ページ
	H	マイナンバー代用書類	2023年度の「所得（課税）証明書」または「非課税証明書」		可	市区町村	20ページ
	I		生活保護受給証明書		可	市区町村	20ページ
J	海外居住者		「年収等の実績計算書」【様式③】		可	申込者または生計維持者が作成	21・23ページ
			「海外居住者のための収入等申告書」		可		21ページ

(注)「給付奨学金確認書」【様式①】は、様式を両面コピーして使用いただくことはできますが、署名後にコピーしたものは認められません。

一度提出された書類はいかなる理由でも返却できません。「コピー可」と書かれている書類はコピーを提出してください。

III 必要書類の準備

② 確認書の記入例

○ 給付奨学金確認書【様式①】の記入例

「給付奨学金確認書」（以下、「確認書」）は、奨学金を申し込むにあたり奨学金の制度・手続き等に関する定めに従うことについて確認、同意を確約する重要な書類です。

また、確認書の裏面は本冊子に記載されている内容です。本冊子をよく読んで理解したうえで、確認書を記入しましょう。



作成上の注意点

次の注意点をよく読んで作成してください。

なお、提出された確認書に不備があった場合、作成し直して再度提出していただきます。

- ① 様式をコピーして使用する場合は、**両面コピー**したものを使用してください。
- ② 黒又は青の**消せないボールペン**で記入してください。
- ③ **住所は省略せず**に記入してください（住民票に関わらず、**現在住んでいる住所**を記入）。
- ④ 署名は、**住民票に記載された表記で、判読できるよう丁寧に**おこなってください。
- ⑤ 記入を誤った場合は、**二重線で消し余白に正しく書き直**してください。**訂正印は不要**です。

なお、**修正液や修正テープを使用しないで**ください。

記入例（給付奨学金確認書の例）

受付番号										記入年月日（西暦）									
1	2	3	4	5	6	7	8	-	1	0	1	-	0	0	0	0	1	2023年	5月
※受付番号はスカラネットによる申込入力完了後に発行される番号です。必ず記入してください。																			
申込者(生徒)	学校名				学年		組		出席番号										
	日本学生高等専門学校				3		A		6										
	フリガナ	ショウガク マナブ																	
	氏名	(自署) 奨学 まなぶ																	
	生年月日	(西暦) 2005年 4月 30日										性別(任意)		男・女					
現住所	〒123-4567												電話番号		080-0000-0000				
	東京都新宿区1-1-92																		
国籍又は 在留資格 【該当を ○で囲む】	日本国籍 ・ 日本国籍以外																		
	「日本国籍以外」を選択した人は該当する在留資格を○で囲んでください。 ①法定特別永住者 ・ ②永住者 ・ ③日本人の配偶者等 ・ ④永住者の配偶者等 ・ ⑤定住者(永住の意思がある者に限る) ※③～⑤の該当者は在留期限(在留期間の満了日)を記入(年 月)																		
生計維持者	1	申込者 との続柄	父		フリガナ	ショウガク カズミ		ショウガク イチロウ											
		氏名	奨学 和美 奨学 一郎																
		生年月日	(西暦) 1971年 5月 3日																
	現住所	〒123-4567 ※「同上」などで省略不可												電話番号		090-0000-0000			
		東京都新宿区1-1-92																	
	2	申込者 との続柄	母		フリガナ	ショウガク カズミ													
氏名		奨学 和美																	
生年月日		(西暦) 1974年 2月 11日																	
現住所	〒123-4567 ※「同上」などで省略不可												電話番号		070-0000-0000				
	東京都新宿区1-1-92																		
本人と生計維持者の資産の合計額		2,000万円未満(生計維持者が1人の場合は1,250万円未満)																	

受付番号はスカラネットによる申込入力完了後に表示されます。**必ず記入してください。**

あなたの国籍を選択します。**日本国籍以外の場合には在留資格・在留期限等を記入してください**

記入を誤った場合は二重線で消し余白に正しく書き直してください(訂正印不要)。

本人および生計維持者の資産合計額が基準内であること(本冊子5ページ参照)を確認したうえで確認書を提出してください。

コピーして使用する場合は、必ず裏面の約款も両面コピーしたものを使用してください。

【様式①】



(JASSO 審査用)

2024 年度 給付奨学金予約用

給付奨学金確認書

独立行政法人日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の給付奨学金（大学等における修学に関する法律第4条及び独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2に規定する学資支給金をいう。）をインターネットから申し込むにあたり、2024年度進学予定者用給付奨学金案内に記載の内容を確認し、関係法令上、貴機構の諸規程並びに裏面記載事項について同意の上、私の国籍又は在留資格並びに生計維持者及び私と私の生計維持者の資産の状況が記載のとおりで相違ないことを誓約し、本確認書を提出します。

私は、給付奨学生として採用された後、毎年度、適格性の審査があり、その審査により、成績不振や性行不良が認められたときは、法令等の定めにより、奨学金が一定期間停止されるか又は廃止される場合があること、成績不振等の状況によっては交付された奨学金を返還しなければならない場合があることを承知しています。また、適格性の審査は経済状況についても行われ、法令等の定めにより、奨学金の支給額が見直される場合があること及び一定期間停止される場合があることも承知しています。

また、本確認書に記載した内容及び貴機構に届け出る事項に虚偽があった場合には、奨学生としての採用が取り消され、支給された奨学金全額の100分の140を一括で返金しなければならない場合があることも承知しています。

なお、給付奨学金を受給することとなった場合において、私が貴機構の第一種奨学金の貸与を受けているときは、当該第一種奨学金の貸与月額については、法令等の規定に基づく月額（複数あるときは機構の定める額）となることに同意します。

毎年度貴機構が行う適格性の審査等により新しい給付奨学金の支給額が見直された場合においても、私が貴機構の第一種奨学生であるときは、当該第一種奨学金の貸与月額が、法令等の規定に基づき増額又は減額された額（複数あるときは機構の定める額）に変更されることがあることに同意します。

私と私の生計維持者が貴機構にマイナンバーを提出しているときは、貴機構が「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び関連法令で定められた範囲で、各自のマイナンバーを利用すること及び地方税情報等を利用することに同意します。

Table with 2 columns: 受付番号 (Application Number) and 記入年月日 (西暦) (Entry Date in Gregorian Calendar). The application number is pre-filled with '101'.

※受付番号はスカラネットによる申込入力完了後に発行される番号です。必ず記入してください。

Main application form with fields for: 学校名 (School Name), 学年 (Year), 組 (Group), 出席番号 (Attendance Number), フリガナ (Kana), 氏名 (Name), 生年月日 (Date of Birth), 性別 (Gender), 現住所 (Current Address), 国籍又は在留資格 (Nationality or Status of Residence), and a section for 日本国籍以外 (Other than Japanese Nationality) with a list of eligible statuses.

Table for 生計維持者 (Financial Supporter) information, including fields for 申込者との続柄 (Relationship to Applicant), 氏名 (Name), 生年月日 (Date of Birth), 現住所 (Current Address), and 電話番号 (Phone Number). It also includes a summary row for 本人と生計維持者の資産の合計額 (Total Assets of Applicant and Financial Supporter).

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務（返還業務を含む）及び進学する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

1. 給付奨学金の支給に係る事項

【支援の区分】

給付奨学生となった人は、あなたの世帯の所得金額に基づき、以下のいずれかに区分され、当該区分の情報があなたの在籍する学校に必要なに応じて提供されます。

【第Ⅰ区分】 あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること（※1）

具体的には、あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が100円未満であること

【第Ⅱ区分】 あなたと生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が100円以上25,600円未満であること

【第Ⅲ区分】 あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

（※1） ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

（※2） 支給額算定基準額^{★1} = 課税標準額 × 6% - (市町村民税調整控除額 + 市町村民税調整額) ^{★2} (100円未満切り捨て)

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、（※1）の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、この部分に3/4を乗じた額となります。

【給付奨学金の支給額】

給付奨学生として採用されてから原則として正規の卒業時期まで、世帯の所得金額に基づく支援の区分（第Ⅰ～第Ⅲ区分）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により定まる下表の金額（月額）が、原則として毎月振り込まれます。

学校種別・世帯の所得金額に基づく区分		国公立		私立		通信教育課程
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学	
大学・短期大学・ 専修学校（専門課程）	第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円	51,000円
	第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円	34,000円
	第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円	17,000円
高等専門学校	第Ⅰ区分	17,500円 (25,800円)	34,200円	26,700円 (35,000円)	43,300円	
	第Ⅱ区分	11,700円 (17,200円)	22,800円	17,800円 (23,400円)	28,900円	
	第Ⅲ区分	5,900円 (8,600円)	11,400円	8,900円 (11,700円)	14,500円	

（注1）自宅外通学の区分で月額支給を受けるためには、自宅外通学であることの証明書類の提出が必要であるとともに、機構が定める要件を満たす必要があります。自宅外通学の月額は、自宅外通学である証明書類の審査完了後、振り込まれます。

（注2）生活保護世帯（扶助の種類を問いません。）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等（※）から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

※「児童養護施設等」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親を指します。

（注3）通信教育課程の人は、授業形態、学校の設置者及び通学形態に関わらず、上表の金額（年額）が原則として年1回振り込まれます。

（注4）給付奨学金を受給するときに第一種奨学金の貸与月額が変更された後、申出により貸与月額を変更できる場合があります。また、第一種奨学金の貸与月額が変更されたときの貸与予定総額が、返還誓約書で誓約した借用金額から増額となる場合は、変更後の貸与予定総額を確認のうえ返還することに同意することについて、機構が定める手続により書面で届け出る必要があります。この届出を怠ると奨学金が廃止されることがあります。

【支給中の適格認定】

在学する大学等により、学業成績などの基準に関する判定（適格認定）が行われ、その判定結果が機構に報告されます。

①学業成績が次のいずれかに該当する場合、「廃止」となり、奨学金の支給が打ち切られます。（学業成績不振が著しい場合や懲戒による退学処分などの場合には、返還が必要になることがあります。）

（1）修業年限で卒業又は修了できないことが確定した場合

（2）修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。②に示す「警告」の区分において同じ。）の合計数が標準単位数の5割以下の場合

（3）履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると学校が判断した場合

（4）②に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当した場合

②学業成績が次のいずれかに該当する場合、「警告」となります。

（1）修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下の場合（①（2）に該当するものを除く）

（2）GPA（平均成績）等が学部等における下位4分の1の範囲に属する場合

（3）履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると学校が判断した場合

また、奨学金支給期間中、毎年度、機構があなたとあなたの生計維持者の所得の情報やあなたが報告した資産額に基づき、家計基準に該当するか確認します。確認の結果、奨学金の支給が止まったり、支給額が見直されることがあります。

2. 給付奨学金確認書の取扱いに係る事項

申込後採用されなかった場合、採用取消になった場合又は採用前に辞退した場合には、この給付奨学金確認書は無効となります。なお、その場合、給付奨学金確認書等は返却いたしません。学校又は機構が責任をもって廃棄いたします。

上記以外の取扱いについては、関係法令、機構の業務方法書その他の諸規程の定めによります。



マイナンバー代用書類 提出台紙

この様式は、海外に居住しているためマイナンバーをお持ちでない人等が、マイナンバーで取得する情報の代わりに必要となる証明書類を提出する場合に使用します。

※マイナンバーカードを作成していない場合は、マイナンバーが記載されている「住民票」や「通知カード」でマイナンバーを提出してください。

※マイナンバーが提出できない場合も、マイナンバー提出書の提出が必要です。

提出できない本人又は生計維持者のマイナンバー欄に、提出できない旨とその理由を記入のうえ、提出してください（20 ページ）。

受付番号

— 1 0 1 —

申込者の氏名

マイナンバーを提出できない人 ✓ (チェック) して氏名を記入	マイナンバーの代用書類 (20・21・22ページで該当するものを確認)	提出書類 チェック
<input type="checkbox"/> 申込者本人	令和5（2023）年度（非）課税証明書	<input type="checkbox"/>
	「年収等の実績計算書」【様式③】	<input type="checkbox"/>
	「海外居住者のための収入等申告書」※	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 生計維持者① 氏名： _____	令和5（2023）年度（非）課税証明書	<input type="checkbox"/>
	「年収等の実績計算書」【様式③】	<input type="checkbox"/>
	「海外居住者のための収入等申告書」※	<input type="checkbox"/>
	生活保護に係る証明書類	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 生計維持者② 氏名： _____	令和5（2023）年度（非）課税証明書	<input type="checkbox"/>
	「年収等の実績計算書」【様式③】	<input type="checkbox"/>
	「海外居住者のための収入等申告書」※	<input type="checkbox"/>
	生活保護に係る証明書類	<input type="checkbox"/>

※「海外居住者のための収入等申告書」については、1枚の様式に全員分の収入等を申告いただいてもかまいません。JASSOのホームページよりダウンロードして作成してください。

(<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/mynumber/kaigaikyoju.html>)

